

明治初期の死刑宣告の動向

——京都府史登載の全死刑宣告事件を素材に——（5）

永 田 憲 史

目 次

第1章	問題意識	
第2章	明治初期の死刑執行方法に関する規定及びその変遷	（以上71巻1号）
第3章	明治初期の死刑宣告を担った機関及びその変遷	
第4章	明治初期の死刑宣告手続及びその変遷	（以上72巻6号）
第5章	京都府史登載全死刑宣告事件の紹介	（73巻1号）
第6章	京都府史登載全死刑宣告事件の概況	（73巻5号）
第7章	梟首・梟示の宣告事件の分析	（本号）
第8章	刎首・斬首の宣告事件の分析	
第9章	絞首の宣告事件の分析	
第10章	明治初期における絞首の位置付け	

第7章 梟首・梟示の宣告事件の分析

本章においては、京都府史に掲載されている明治元年より同11年までの事件のうち、梟首・梟示が宣告された事件を分析する。

1 概 況

梟首・梟示が宣告された事件及び人員は、前章で紹介した通り、死刑が宣告された109件154人のうち、22件（20%）25人（16%）を占めている（前記表10）。

また、梟首・梟示が宣告された22件のうち、17件（77%）は明治元年より同3年までの3年間に集中している（前記表10）。新律綱領が頒布されたのは、明治3年12月20日のことであり、この3年間のほとんどの期間は新律綱領頒布前の期間であった。また、明治9年より明治11年には、梟首・梟示は宣告され

なかった。

梟首・梟示が宣告された22件25人を死亡した被害者数別に見ると、死亡した被害者数0名が17件（77%）19人（76%）、1名が3件（14%）4人（16%）、2名が1件（5%）1人（4%）、3名が1件（5%）1人（4%）であり（前記表10）、件数ベースでも人員ベースでも、死亡した被害者数0名の事件が4分の3を超えていた。このように、当時の死刑執行方法の中で最も重い梟首・梟示でさえ、被害者の死亡が生じていない事案において多数宣告されていたことは、特徴的である。

梟首・梟示が宣告された22件について、当該事件の中で最も重いと考えられる罪種別に見ると、強盜等が11件（50%）²¹⁰⁾、通貨偽造が7件（32%）²¹¹⁾、殺人が3件（14%）²¹²⁾、窃盜が1件（5%）²¹³⁾となっている（前記表10）。

2 検討の方法

以下、どのような場合に梟首・梟示が宣告されていたのかを罪種別に検討することとしたい。罪種については、前章と同じように、分類することとした。すなわち、假刑律、新律綱領及び改定律例が規定する犯罪類型を参考とし、同種同傾向の罪種ごとに検討する。また、被告人が複数の犯罪を実行している場

210) 【梟0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京2】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京3】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京4】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟1-京5（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年5月3日、【梟0-京6】京都府宣告明治2年7月19日、【梟1-京7】京都府宣告明治2年7月19日、【梟0-京9】京都府宣告明治2年12月29日、【梟0-京11】京都府宣告明治3年7月4日、【梟0-京12】京都府宣告明治3年7月4日、【梟0-京16】京都府宣告明治3年月日未詳。

211) 【梟0-京8（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年12月23日、【梟0-京13】京都府宣告明治3年7月日未詳、【梟0-京14（牢死）】京都府が辨官へ上申明治3年12月25日、【梟0-京15（牢死）】京都府が辨官へ上申明治3年12月25日、【梟0-京17（牢死）】京都府が辨官へ上申作成明治3年月日未詳、【梟0-京18】京都府宣告明治4年12月23日、【梟0-京20】京都裁判所宣告明治6年3月10日。

212) 【梟2-京19】京都府宣告明治5年2月5日、【梟1-京21】京都裁判所宣告明治7年5月31日、【梟3-京22】京都裁判所宣告明治8年4月19日（放火も随伴）。

213) 【梟0-京10】京都府宣告明治3年7月4日。

合、假刑律の二罪俱ニ發條、新律綱領卷二の名例律下の二罪俱發以レ重論條及び改定律例卷一の名例律の二罪俱發以重論條例（71條）の宣告の方法に倣って罪種を分類する。

罪種別に検討する際には、当時の犯罪類型と刑罰の状況を把握するため、(1)假刑律が適用され得た期間と(2)新律綱領・改定律例が適用された期間に分けて、假刑律並びに新律綱領及び改定律例において梟首・梟示が宣告され得る犯罪類型を全て紹介することとしたい。

その際、新律綱領の規定が改定律例によってどのように改定されたのかを把握しやすくするために、新律綱領の規定と改定律例の規定を併せて示すこととしたい。具体的には、第4章と同様に、破線の上の部分で新律綱領の規定、破線の下部分で改定律例の規定を紹介する。

本文においては、基本となる犯罪類型を挙げるに留め、基本となる犯罪類型に擬律されるその他の犯罪類型については、脚注においてまとめることとする。

擬律に際して用いられる文言は以下の通りである。

まず、假刑律は、「首」及び「從」、「皆」並びに「加」及び「減」をそれぞれ以下のように定義していた。

律名	條名	条文
名例律	犯罪首從	「凡俱ニ罪ヲ犯ハ。造意主謀ノ名ヲ以首トシ隨從與黨スルヲ從ト爲罪一等ヲ減ス……若本條内皆ト云ハ罪首從之別無シ皆ト不云ハ首從之法ニ因ル破關奔亡及ヒ姦ヲ犯スハ罪首從無シ」
	加減罪例	「凡加ト云モノハ本罪上ニオイテ一等ヲ加ヘ減ト云ハ本罪上ニ於テ一等ヲ減ス唯死二等流三等減スル時ハ各同一減ヲナス〔 <small>勿斬俱ニ減シテ遠流ニ降り三流²¹⁴⁾俱ニ減シテ後三年ニ降スラ云フ</small> 〕加罪之法加ヘテ死ニ至ルヲ得ス〔 <small>答一百遠流</small> 〕ニ止ル其再犯以上加等死ニ至ルハ自ら再犯本條ニ因ル ²¹⁵⁾ 」

次に、新律綱領は、「首」及び「從」、「皆」、「加」及び「減」、「同罪」、「罪

214) 以下、〔 〕内は、後に修改された箇所を示す。

215) 〔 〕内は、それぞれ、「絞斬俱ニ減シテ流ニ降シ三流俱ニ減シテ後三年ニ降スラ云フ」、「流七年」へと修改された。

同]、「準シテ論ス」並びに「以テ論ス」をそれぞれ定義していた。

卷数	律名	罪名	条文
卷一	名例律上	犯レ罪得一累減ニ	「凡二人以上。共ニ罪ヲ犯スニ。隨從者ハ。一等ヲ減シ」
卷二	名例律下	共犯レ罪分ニ首從一	「凡共ニ罪ヲ犯ス者ハ。造意一人ヲ以テ首ト爲シ。隨從者ハ。從ト爲シ。一等ヲ減ス。……若シ本條内ニ。皆ト言フ者ハ。首從ヲ分タス。一體ニ之ヲ坐シ。皆ト言ハサル者ハ。首從ノ法ニ依ル」
卷一	名例律	共犯罪分首從條例	「凡本條ニ。皆ト言ハスト雖モ。脱籍。越獄。及ヒ犯姦。若クハ。懲役人逃等。身自ラ犯スヲ以テ。罪ヲ得ルニ係ル者ハ。並ニ。首從ヲ分タス。各本科ニ處ス」(79條) *改定により、一部の犯罪について、「皆梟」、「皆斬」又は「皆絞」と規定されていなくとも、「首」と「從」に対して宣告する刑を分けずに同じものとするよう変更した。
卷二	名例律下	加減罪例	「凡加ト稱スル者ハ。本罪上ニ就テ加重ス。……減ト稱スル者ハ。本罪上ニ就テ減輕ス。……惟ニ死……ハ。各同ク一減ト爲ス。假令ハ。死罪ヲ犯スニ。一等ヲ減スレハ。絞斬ヲ分タス。流三等ニ坐シ。……加等罪ハ。流三等ニ止ル。加ヘテ死ニ至ルヲ得ス。若シ本條。加ヘテ死ニ入ル者ハ。本條ニ依テ加フルモ。加ヘテ絞ニ入ル。斬ニ至ラス」
卷一	名例律	加減罪例條例	「凡終身懲役ハ。死刑ノ一部ニ準スト雖モ。其加減ノ法。二死ニ通シテ。同ク一減ト爲スヲ得ス。假令ハ。死罪ヲ犯スニ。一等ヲ減スレハ。絞斬ヲ分タス。懲役終身ニ坐ス。若シ本條。加ヘテ死ニ入ル者ハ改テ一體ニ。懲役終身ニ止ム。其監守常人盜。私借官物及ヒ雇人盜家長財物者ハ。此限ニ在ラス」(84條) *改定により死罪を減じた場合は懲役終身とするとともに、監守常人盜條等を除いて、

明治初期の死刑宣告の動向

			加えて死罪となることを認めず、懲役終身に留まると変更した。
卷二	名例律下	稱 _二 同罪 _一	「凡同罪ト稱スル者ハ。止タ其罪ニ坐ス。正犯。死ニ至ル者。同罪者ハ。一等ヲ減シ。罪流三等ニ止ル。惟タ正犯ノ財ヲ受ケ故縦スル同罪者。正犯。死ニ至レハ。同罪者ハ。絞ニ處ス。其罪同ト稱スル者ハ。死ニ至ルモ。減等セス。枉法ニ準シテ論ス。盜ニ準シテ論スト稱スル等ハ。但タ其罪ニ準シ。亦罪流三等ニ止ル。 枉法ヲ以テ論ス。盜ヲ以テ論スト稱スル等ハ。皆正犯ト同シ。絞斬モ。本律ニ依テ之ヲ科ス」
卷一	名例律	稱同罪條例	「凡正犯ノ財ヲ受ケ。故縦スル同罪者。正犯。死ニ至レハ。同罪者ハ。絞ニ處スル律ヲ改メ。懲役終身ニ從フ」(88條) *改定により、同罪の定義の一部を変更した。

そして、改定律例は、新律綱領における「皆」、「加」及び「減」並びに「同罪」の定義の一部についてそれぞれ改定し、それ以外の部分については新律綱領の規定を維持した。

3 強盗等

強盗等に当たる11件を加重因子ごとに分類すると、殺害又は致死を伴う事件が2件²¹⁶⁾、傷害を伴う事件が2件²¹⁷⁾、性被害を伴う事件が2件²¹⁸⁾、それらの加重因子を伴わない財物奪取のみの事件が5件であった²¹⁹⁾。

216) 【梟1-京5(牢死)】京都府が刑部省へ再申明治2年5月3日(殺害。財物奪取は未遂)、【梟1-京7】京都府宣告明治2年7月19日(致死)。

217) 【梟0-京9】京都府宣告明治2年12月29日(財物奪取は未遂)、【梟0-京11】京都府宣告明治3年7月4日。

218) 【梟0-京3】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京4】京都府宣告明治元年12月日未詳。

219) 【梟0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京2】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京6】京都府宣告明治2年7月19日、【梟0-京12】京都府宣告明治

いずれも、明治元年より同3年までの間に宣告されたものであり、そのほとんど²²⁰⁾は、新律綱領頒布前の期間であった。

(1) 假刑律が適用され得た期間

律名	罪名	条文
賊盜律	強盜 <small>器棍棒ヲ執持シ或暗夜火ヲ携公然ト人家ノ門ヲ搦戸ヲ毀兇悍人ノ財ヲ奪ノ類ヲ云フ</small> (221)	「凡強盜……既ニ盜得ルモノハ <small>贓數并每人分ツ處ヲ多寡ニ拘ハラス</small> 〔皆斬首〕 <small>鬻</small> 因テ人ヲ殺スモノハ皆〔斬梟即決〕○藥ヲ以人ヲ昏迷セシメ因テ財ヲ圖ルモノ同罪○若竊盜時ニ臨テ捕ヲ拒及ヒ人ヲ殺傷シ <small>財ヲ得ル得サ</small> ルヲ分タス <small>或ハ婦女ニ姦汚スルモノ亦準之</small> <small>竊成ルト成ラサルヲ分タス</small> 」 *〔 〕内は、それぞれ、「刎首」、「梟首」へと修改された。
	搶奪 <small>人ノ不意ニ出力ヲ用ヒ公然ト財物ヲ攫取去之類ヲ云フ</small>	「凡人家ニ押入或ハ途中ニオイテ人ノ財物ヲ搶奪スルモノハ。贓ヲ計ヘ…… <small>贓數八十九貫文以上ニ至ルハ</small> …… <small>ハ</small> 若因テ人ヲ殺傷スルモノハ刀杖ニヨラスト雖モ強盜ヲ以論ス <small>人傷ルハ皆〔斬梟〕人ヲ殺スハ皆〔斬梟〕即決與黨ノ内殺傷ニ與ラサルハタゞ</small> 若失火難船之時ニ乘シ救護ニ託シ公然ト財物ヲ奪取モノ罪亦準之」 *〔 〕内は、それぞれ、「刎首」、「梟首」へと修改された。

假刑律（以下、修改後のものを言う）は、強盜條において、殺害を伴う事案、窃盜の際に捕らえられることを拒否して殺傷を行った事案又は性被害を伴う事案等について絶対的法定刑として梟首を定めていた。また、財物奪取のみの事

↘ 3年7月4日、【梟0-京16】京都府宣告明治3年月日未詳。

220) 【梟0-京16】京都府宣告明治3年月日未詳は、宣告月日が不明であり、新律綱領頒布後の可能性が残る。

221) 本罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
賊盜律	親屬相盜	「若子孫弟姪他人ヲ語ラヒ己カ家之財物ヲ盜ム者……若子孫弟姪 <small>他人ハ自ヲ竊盜時人子孫弟姪縱ヘ情ヲ知ラスト雖モ亦強盜條ニヨツテ論判</small> …… <small>已ニ財ヲ得ルモノハ斬梟</small> 其相盜之本罪重キモノハ各重ニ從テ科斷ス」
人命律	謀殺	「若因テ殺ス所ノ財物ヲ奪取モノハ強盜ヲ以テ論ス首從ヲ分タス〔斬即決鬻首〕」 *「盜ノ部見合ノ上決スヘシ」との符箋があった。

案については、被害金額や分配金額にかかわらず、刎首^髷とされていた。また、搶奪條において、人家又は路上において殺傷を行った事案等について強盗をもって論ずるとしており、殺害を伴う事案について絶対的法定刑として梟首とされていた。前述の通り、当時、罪刑法定主義はほとんど意識されておらず、人身被害について、殺害と傷害以外に規定がないことから、致死を伴う事案は殺害を伴う事案に含まれていたと考えるべきである。

この期間に梟首・梟示が宣告された事案を見ると、殺害を伴う事案及び性被害を伴う事案に対しては、梟首・梟示が宣告されており、假刑律の条文と一致する一方、假刑律が梟首を宣告することを規定していないにもかかわらず、傷害を伴う事案に対しても、梟首・梟示が宣告されている。

財物奪取のみの事案においては、共犯者間で量刑が分かれたものがあり、梟首・梟示と刎首の選択基準を明らかにする有力な資料となろう。

【梟0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳は、多数の強盗及び窃盗からなる事件である。そのうちの1件の強盗の際に被害者の髷を切り落としているが、宣告等において傷害として扱われていないことから、財物奪取のみの事案として分類した。被害総額は900両を超えており、梟首を宣告された2名の被告人が得た金額はそれぞれ100両を超えている。一方、本件で刎首を宣告された7名の被告人²²²⁾が得た金額はいずれも100両に満たないものであった。本件強盗及び窃盗において、発意した者は多岐にわたり、梟首を宣告された被告人だけに限られず、刎首を宣告された被告人も含まれている。こうした中、本件の指令は、「此者共所々ニ於テ強盜致シ其上金数莫大二及ヒ候段重々不届ニ付梟首」とし、宣告は、「刀ヲ拔数ヶ所江押入不尋常所業ニテ金銭并諸品奪取多数之配分金請得候段重々不届ニ付梟首」と述べている。これらからすると、加重事由がなく、財物奪取のみの事案においては、梟首と刎首の選択は、各被告人が得た金額に応じて、具体的にはおそらく100両前後を基準になされたと考えるのが相当である²²³⁾。

222) 【斬0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳。

223) もっとも、【梟0-京16】京都府宣告明治3年月日未詳は、路上で抜刀して通行

では、なぜ、100両前後が基準とされたのか。假刑律の賊盜律の竊盜においては、被害金額帯ごとにその刑が定められており、最も重い区分は100両以下とされ、それ以上は事例ごとに決することとされていた²²⁴⁾。各被告人が得た金額が100両程度を目途に梟首を選択することとしたのは、こうした假刑律の規定に影響を受けていたか、あるいは假刑律の規定の背景にあった当時の貨幣価値やそれに基づく量刑感覚を参考にしたものと思われる。

このように、強盜等においては、殺害、傷害、性被害等の加重因子がある場合のみならず、そういった加重因子がなくとも、被告人が得た金額によっては梟首・梟示が宣告されていたと考えられる。このように強盜等に対して嚴罰が科されていたのは、幕末から明治初期の動乱期に強盜が治安を紊乱する重大な犯罪類型であると認識されていたことが大きな理由であろう。

(2) 新律綱領・改定律例が適用された期間

新律綱領は、假刑律と異なって、卷三の賊盜律の強盜條等の法定刑として梟示を定めなかった。

改定律例も、卷一の賊盜律の改正強盜律（同127條）等の法定刑として梟示を定めていない。そのため、明治4年以降は、強盜等に対して、梟示は宣告されていない。

上述のように、明治元年乃至同3年に梟首・梟示が宣告された17件のうち、11件を強盜等が占めている。新律綱領及び改定律例において強盜等に対して梟示が規定されなかったことは、明治4年以降に梟示の宣告減少をもたらしたと言える。

↘人から金員を奪取した事件であるところ、被害金額は2両余りに過ぎない。本件は、指令及び宣告の原記が欠缺しており、監獄掛人名録にも記載がないものの、申稟の内容から擬律して梟首となったと考えて梟ノ部に登載されたものである。そのため、被害金額からすれば、刃首を宣告された可能性が否定できない。仮に、梟首となっていたとすれば、被害金額は梟首の選択基準を満たさないものの、何らかの加重事由があったか、抜刀したという犯行態様が人を殺傷する危険性の高い行為として被告人に相当不利益に評価された可能性が考えられよう。

224) もともと89貫文以下の被害金額帯が最も重い区分であったが、符箋により修改された。

4 通貨偽造等

通貨偽造等に分類される7件は、いずれも紙幣を偽造し、行使したものであって、明治2年乃至同6年に宣告されたものであり、新律綱領頒布前のもものが2件、頒布後のものが5件であった。新律綱領頒布前の2件のうち、明治3年6月17日²²⁵⁾の偽造寶貨律²²⁶⁾頒布前のもものが1件、頒布後のものが1件であった。

(1) 假刑律が適用され得た期間

律名	罪名	条文
詐偽律	謀判	「凡官府ノ印ヲ偽造シ又ハ盗用シ且差紙切手ノ類ヲ似セ捨ヘルモノ斬 ^{梟首} …… <small>若人ノ爲ニ代テ偽印彫刻致スモノハ從テ以論ス同謀ノ情事有テ彫刻スルモノハ首犯ト同罪</small> 」
	金銀并錢ヲ偽鑄ス	「凡金銀并錢ヲ偽鑄スルモノ斬 ^{梟首} 匠人雇ヲ受テ鑄ルモノ罪首犯ヲ同シ ^{他人ノ手ヨリ受取ノ後} 偽物タル事ヲ知ナカラ詐テ轉輾遣方致スモノハ詐欺財ヲ取ルヲ以テ論ス」 * 賊盜律の詐欺財ヲ取ル條 ²²⁷⁾ が依る同じく賊盜律の竊盜條 ²²⁸⁾ に依り、梟首が宣告され得た。

假刑律は、金銀并錢ヲ偽鑄ス條において、金貨、銀貨及び錢を「偽鑄スルモノ」を斬梟首としていた。ここでは、紙幣の偽造は明示されていないが、前述の通り、当時、罪刑法定主義がほとんど意識されておらず、通貨の偽造を処罰する必要性が高いことからすれば、紙幣の偽造も同様に処罰する趣旨であったと考えるべきであろう。

225) この期間の通貨偽造に関する処罰規定の整備については、佐伯仁志「通貨偽造罪の研究」金融研究23巻法律特集号（2004）117頁以下、122-125頁参照。

226) 「偽造寶貨律ヲ定ム」太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第九十卷・刑律・刑律第二。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。<<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000839591>>。

227) 「凡人ヲ詐欺シテ財ヲ取又ハ人ノ物ヲ我ト云懸テ奪取或ハ事ヲ構ヘネタリ掛テ取若ハ巧ナル手段ヲ仕掛ケ人ヲ信セシメ財ヲ出サセ取之類并ニ賊ヲ計ヘ竊盜ニ準シテ論ス○若^{無罪}之恐嚇シテ迫テ取モノハ一等ヲ加フ卑幼尊長ヲ犯スハ凡人ニ一ニ等ヲ加ヘ尊長卑幼ヲ犯スハ^{本罪一等ヲ加テ上ニ}就親屬相盜條ニ依リ減科ス」。

228) 「凡竊盜……其盜得ルモノハ各己ニ入ルル之數ヲ計ヘ罪ニ科ス……若賊數右ニ踰ヘ其情重キモノハ臨時判決」。

もっとも、新律綱領頒布前かつ偽造寶貨律頒布前に梟首が宣告された事件は、幕府法を参考にしたことを明示している。【梟0-京8（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年12月23日は、「贗金銀拵候者引廻之上磔ト有之旧幕律江引當り候然ル處磔刑者君父ヲ弑スル大逆ニ限り其他重罪ハ梟首ニ換へ候御主意ニ付則梟首可申付哉」としていた。

また、偽造寶貨律頒布直後の【梟0-京13】京都府宣告明治3年7月日未詳も、同様に、「似セ金銀取拵候者引廻之上磔ト有之故幕律江引當梟首可申付哉」としていた。この事件は、偽造寶貨律頒布前の明治3年5月24日に申稟を行っており、宣告が同律頒布後になったものであった。

いずれも、「引廻之上磔」とする幕府法に沿って宣告するところ、第2章で紹介した磔刑の限定を受けて、梟示を申稟し、指令においても梟示を是とされて、宣告に至っている。このように通貨偽造等に対して厳罰が科されていたのは、当時、偽造紙幣が後を絶たず、混乱した経済の安定を図るためにも通貨偽造等が禁圧する必要性の大きい、重大な犯罪類型であると認識されていたことが大きな理由であろう。

(2) 新律綱領・改定律例が適用された期間

巻数	律名	罪名	条文
偽造寶貨律			「凡寶貨ヲ偽造シ已ニ行使スレハ銀數ノ多寡ヲ論セス首タル者梟」
巻五	詐僞律	僞造寶貨	(見出しのみ記載) * 偽造寶貨律の規定が維持された。
巻二	詐僞律	改正偽造寶貨律	「凡寶貨偽造シ。已ニ行使スル者ハ。斬」 (249條) * 改定により梟示を定めなくなった。

偽造寶貨律は、宝貨を偽造して行使した場合の首魁について、絶対的法定刑として梟示を定め、新律綱領はこの規定を維持した。新律綱領頒布後の5件は、これらの規定に従って、梟示が宣告されたものである。

一方、改定律例は、これを改定し、その法定刑として梟示を定めなかった。梟首が宣告された22件のうち、およそ3分の1を通貨偽造等が占めている。

明治初期の死刑宣告の動向

明治6年6月13日に頒布され、同年7月10日に施行された改定律例において、通貨偽造等に対して梟示が規定されなかったことは、明治6年以降に梟示の宣告減少に相当寄与したと言える。

5 殺人等

殺人等に分類された3件は、明治5年乃至同8年に宣告されたものであり、いずれも新律綱領頒布後のものであった。

(1) 假刑律が適用され得た期間

律名	罪名	条文
闘毆律 ²²⁹⁾	俱ニ謀テ人ヲ毆	「若原毆傷致死ノ因疑似」 「ニ係ルモノハ臨時論判」 * 情状によっては、梟首が宣告され得た。
	主人ヲ毆	「凡家來當主ヲ毆モノ傷之有無首從ヲ不分〔皆斬 ^{即決} 梟首 ^{梟首} 〕 ……若農商家之奉公人主ヲ毆モノハ……死ニ至ルハ斬 ^{即決} 梟首 ^{梟首} 」 * 「此條未決」との符箋があった。
	受業師ヲ毆	「凡受業ノ師ヲ毆モノ……死スモノハ斬 ^{即決} 梟首 ^{梟首} 」
	親屬相毆	「凡伯叔父姑 ²³⁰⁾ 外祖父母兄姉ヲ毆ハ……首從ヲ分 タス…… ^{殺スル者ハ梟首ニ至ル} 繼父母ヲ毆モノ…… ^{殺スル者ハ梟首ニ至ル} 殺スルニ至ラズ ^{殺スル者ハ梟首ニ至ル} 」

229) 闘毆律の各罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
賊盜律	親屬相盜	「他人ヲ時ニ臨其家人ヲ殺傷セハ……子孫弟姪縦 へ情ヲ知ラスト雖モ自ラ尊長卑幼ヲ殺傷スル本條 ニ依ル若子孫弟姪 ^{親屬} 殺傷セハ ^{子孫等ハ自ラ尊長卑幼ヲ} 殺傷スル之本條ニ依ル」
	人商	「若略誘從ハス因テ妻ヲ殺傷セハ本條傷ルモノノ斬殺スルモノノ斬梟 ^{即決} ノ法ニヨ ラス唯凡人謀殺 ^{謀殺} 傷法ニヨツテ凡人勾引略相誘 ^誘 ヲ照シ其重ニ從テ論判」 * 情状によっては絞首が宣告され得た。
闘毆律	俱ニ謀テ人ヲ毆	「若闘毆ニヨツテ身死スル者ハ全原毆ニヨツテ死 ニ至ルヲ驗シ ^{若人ノ頭ヲ打傷リ頭骨ヲ} 闘毆人ヲ殺スヲ以論」
人命律	他物毒蟲ヲ以故二人ヲ傷ル	「凡他物 ^{毒蟲} ヲ以テ人之九竅中ニ入若ハ故二人 之服用飲食ヲ去リ及ヒ毒蟲ヲ用人ヲ傷ルモノハ …… ^{寒中二人之衣服ヲ脱去シ鐵湯之人ニ若} 傷 ^毒 〔ハ ^ハ 飲 飲食總シメ高ニ登ラセ梯ヲ去ルノ類若傷 ^毒 〕ヨリ重ク并死ヲ致 ス者ハ闘毆傷ヲ以論ス」 * [] 内は、「五十」へと修改された。

230) 僧尼犯罪條は、「僧尼之受業師ニオケル伯叔父姑ト同シ」と規定し、僧尼に

	祖父母父母ヲ毆	「凡祖父母父母及夫ノ祖父母父母ヲ毆モノ首從ヲ分タス皆斬 <small>即法梟首</small> ……過失殺スルモノ勿首 <small>狂疾過誤ニヨツテ毆モノ臨時刑罰</small> 」
	夫妻相毆	「凡妻夫ヲ毆モノハ……死ニ至故殺スルモノハ斬 <small>即決梟首</small> 」
	父祖被毆	「帶刀人并伯叔父ノ類ヲ毆ハ臨時 <small>其情形ヲ量</small> 論判 <small>伯叔父兄等</small> 毆ル、ヲ救ヒ毆打スルモノハ……死ニ至ルハ臨時」 * 情状によっては、梟首が宣告され得た。
人命律 ²³¹⁾	謀殺 ²³²⁾	「凡謀テ人ヲ殺スモノ……○若因テ <small>殺ス所ノ人</small> 財物ヲ奪取モノハ強盜ヲ以テ論ス首從ヲ分タス〔斬 <small>即決梟首</small> 〕」 * 「盗ノ部見合ノ上決スヘシ」との符箋があった。
	祖父母父母ヲ謀殺ス	「凡祖父母父母及夫ノ祖父母父母ヲ殺サント謀リ巧之筋既ニ行フモノ <small>傷ノ有無并首從ヲ分タス</small> 皆斬 <small>即決梟首</small> 既ニ殺スモノ〔皆磔 <small>即決</small> 〕」 * [] 内は修改されず、「未決」と記載されている。
	親族ヲ殺	「凡伯叔父姑兄姉外祖父母夫ヲ殺サント謀リ……既ニ殺スモノハ皆斬 <small>即決梟首</small> 繼父母ヲ殺ス者罪亦加之」
		「凡主人ヲ殺サント謀リ巧之筋既ニ行フモノ <small>傷ノ有無并首從ヲ</small>

ゝとつての受業師を伯叔父姑として扱うとする。

231) 人命律の各罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
賊盜律	親屬相盜	他人 <small>善</small> 時ニ臨其家人ヲ殺傷セハ……子孫弟姪縦へ情ヲ知ラスト雖モ自ラ尊長卑幼ヲ殺傷スル本條ニ依ル若子孫弟姪 <small>臨</small> 殺傷セハ <small>子孫等ハ自ラ尊長卑幼ヲ殺傷スル之本條ニ因ル</small>
	人商	若略誘從ハス因テ妻ヲ殺傷セハ本條傷ルモノ斬殺スルモノ斬梟即決ノ法ニヨラス唯凡人謀殺臨殺法ニヨツテ凡人勾引略和期流ヲ照シ各謀殺條ニ從テ論判 * 情状によっては梟首が宣告され得た。
人命律	殺姦	「若妻姦ニヨツテ姦夫ト謀テ本夫ヲ……若傷テ未死セス及び未傷ケサル者ハ <small>姦毒</small> 各謀殺條ニヨツテ論判 <small>姦毒ハ運テ去テ殺スノ條ニ從テ姦毒ハ凡人謀殺條ニ從テ論判ニ依リ從加功ニ加功ヲ分各異業法ヲ論スヘシ</small> 」
	妖術毒藥ヲ用人ヲ殺	「凡妖術毒藥ヲ用ヒ殺スモノハ各謀殺ヲ以論」

232) 人命律の一家三人及慘毒人ヲ殺條は、「凡一家三人……ヲ殺シ及人ヲ慘毒殘害人ノ折割シ或ハ腹ヲ破リ腸ヲ出シ及火ヲ用燒殺シ其他殘忍殘惡ヲ極人ヲ殺死スルヲ云フ

スルモノハ……從タリ……加功セサルモノハ謀殺本條ニヨツテ論判」としており、本罪として擬律される。
なお、改定律例の首卷の舊惡減免例圖及び卷一の名例律の加減罪例條例（85條）においては、それぞれ、「凡犯罪。年ヲ歴テ。發覺スル者ハ。舊惡ヲ以テ論シ。例圖ニ照シテ。減等。免罪スルヲヲ聽ス。斬絞 犯罪。斬絞ニ該ル者。十年ヲ歴テノ

明治初期の死刑宣告の動向

主ヲ殺并主奉公人	<p>分ク皆斬<small>即決</small>梟首<small>梟首</small>既ニ殺スモノ〔皆磔<small>即決</small>〕……農商家之奉公人巧ヲ以主人ヲ殺スモノ斬<small>即決</small>梟首〕</p> <p>*〔 〕内は修改されず、「未決」と記載されている。</p>
殺姦	<p>「若妻妾姦淫ニヨツテ姦夫ト謀テ本夫ヲ殺スモノ……姦婦ハ梟首」</p> <p>「若本夫自ラ姦婦ヲ殺シ及姦婦逼テ自殺イタスモノ姦夫ハ刎首<small>本夫本婦乃チ姦夫ナリ之父母姦夫姦婦ヲ殺ハ本夫ノ其餘親屬姦夫姦婦ヲ殺スハ臨時論判若姦殺ト同シ姦婦ニヨツテ本夫ノ父母ヲ殺スモノハ姦婦其情ヲ知ラスト雖モ本夫ヲ殺サル、ト罪同シ</small>」</p> <p>*親族が殺害した等の場合にも梟首が宣告され得た。</p>
一家三人及慘毒人ヲ殺	<p>「凡一家三人……ヲ殺シ及人ヲ慘毒殘害人ノ肢體ヲ折割<small>シ</small>或ハ腹ヲ破リ腸ヲ出シ及火ヲ用燒殺シ其他殘スルモノハ〔磔〕○……<small>即決若本一家一人忍暴惡ヲ極人ヲ殺死スルヲ云フ</small>」</p> <p>「殺サント謀リ行フモノ時ニ臨三人ヲ殺シ及ヒ慘毒殘害セハ其行フモノヲ以〔磔〕○ニ處シ不行之人謀殺遺意首タルニ係ラハ乃其本法ニ依テ新即決」</p> <p>*〔 〕○内は修改されず、「未決梟首」と記載されている。</p> <p>*〔 〕×内は「梟首」へと修改された。</p>
盜賊ヲ殺	<p>「若付火イタスモノヲ捕ヘ殺スモノ準之<small>……若未捕ニ殺スシテ殺スハ臨時</small>」</p> <p>*情状によっては、梟首が宣告され得た。</p>

假刑律は、鬪毆律及び人命律の少なからぬ犯罪類型において、梟首を法定刑として規定している。

もっとも、假刑律は、殺人等の中で最も典型的な人命律の謀殺條において、被害者の財物を奪取するという強盗として論じられるものを除けば、次章で紹介するように、「凡謀テ人ヲ殺スモノ造意人ヲ殺ス意ヲ立之者〈刎首〉²³³⁾即決」として、

「發覺スレハ。量減シテ懲役十年ニ科ス」、「凡罪ヲ犯シ。年ヲ歴テ。發覺スル者ハ。並ニ。舊惡ヲ以テ論シ。舊惡減免例圖ニ照シテ。區處スルヲ聽ス」とされ、同圖においては、「十年ヲ歴テ發覺」した場合、斬首又は絞首は懲役10年に減輕されるものとされていた。もっとも、同圖及び同條例においては、それぞれ、「其謀故殺ヲ犯ス者ハ。此例ヲ用ヒス」、「其謀故殺ヲ犯ス者ハ。此限ニ在ラス」と規定されており、謀殺及び故殺の場合、減輕せずに斬首又は絞首を宣告することが求められていた。犯罪後10年の経過により減輕することは、假刑律の名例律の舊惡犯事條において見受けられたが、同條においては、「凡十箇年以上一時之舊惡ハ事發ルト雖モ概寬有ニ從フ其死罪ヲ犯シ且犯贓訴偽鬪毆出奔等之實犯及置罪前非ヲ遂ケ改サルモノハ當罪ヲ以テ論判」として、死刑が宣告される多くの犯罪には適用されないとされていた。

233) 〈 〉内は、「斬」から修改された。

梟首を定めずに刎首とするに留めていた。

この期間には、殺人等による梟首・梟示の宣告はなされなかった。

その理由として、まず、殺人等の発生や今日の検挙に当たる件数がそもそも少なかった可能性を検討する必要があるように思われる。もっとも、この期間には、刑事統計が未整備であったことから、この可能性は肯定も否定もできない。

次に、この期間には、強盗等に比べて、殺人等に対する罪責がやや小さいと考えられていたことが理由として考えられる。このことは、假刑律の規定から窺われる。上述のように、假刑律は、人命律の謀殺において、強盗として論じられるものを除けば、梟首を定めない一方、財物奪取のみの強盗に対しては刎首^鬮としていた。すなわち、加重因子を伴わない単純な強盗のほうが謀殺よりも重大であると観念されていたのである。この点は、単純強盗よりも殺人のほうがより重大であるとする今日の規定や感覚とは相当異なっている。

(2) 新律綱領・改定律例が適用された期間

卷数	律名	罪名	条文
卷三	人命律上 ²³⁴⁾	謀 _二 殺本屬長官 _一	「凡吏卒軍民。本屬ノ勅任長官ヲ謀殺スルニ。……已ニ殺ス者ハ。皆梟」

234) 新律綱領人命律上及び人命律下並びに改定律例人命律の各罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

卷数	律名	罪名	条文
卷三	人命律上	謀殺	(規定なし)
卷二	人命律	謀殺條例	「凡嬰兒ヲ殺ス者ハ。各等親ニ照シ。謀故殺本條ニ依テ。科斷ス。若シ穩婆。囑託ヲ受テ殺ス者ハ。囑託スル者ト同罪」(164條)
卷三	人命律上	殺 _二 死姦夫 _一	(規定なし)
卷二	人命律	殺死姦夫條例	「若シ姦情曖昧。確據ナクシテ男婦ヲ殺傷スル者ハ。各謀故鬪殺傷本條ニ依ル」(172條)
卷三	人命律上	魔 _二 魅人 _一	「凡魔魅ヲ行ヒ。符書ヲ造リ。呪詛シテ。人ヲ殺サント欲スルモノハ。各謀殺ヲ以テ論ス」
卷二	人命律	(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。

明治初期の死刑宣告の動向

卷二	人命律	謀殺官吏律 <small>原謀殺本 屬長官律</small>	「凡勅任官ヲ謀殺スルニ。……已ニ殺ス者ハ。斬」(165條) *改定により臬示を定めなくなった。
卷三	人命律上	謀殺祖父母父母 <small>235)</small>	「凡祖父母。父母。及伯叔父。姑 ²³⁶⁾ 。兄。姉。若クハ外祖父母。夫。夫ノ祖父母。父母。ヲ謀殺スルニ。……已ニ殺ス者ハ。皆臬」 *新律綱領の規定が維持された(168條参照)。
卷二	人命律	謀殺祖父母父母條例	
			「凡奴婢 ²³⁷⁾ 。家長ヲ謀殺スルニ。……

卷三	人命律上	毒藥殺人	「凡毒藥ヲ用ヒテ。人ヲ殺シ。及ヒ藥シテ。死セサル者ハ。各謀殺律ニ依テ論ス」
卷二	人命律	毒藥殺人條例	*新律綱領の規定が維持された(174條参照)。
卷三	人命律上	屏去服食	(規定なし)
卷二	人命律	屏去服食條例	「凡人ノ服用。飲食ノ物ヲ屏去シ。若クハ。物ヲ以テ。人ノ耳鼻。及ヒ孔竅中ニ置キ。……若シ謀故ノ情アル者ハ。各本律ニ依ル」(180條)
卷四	人命律下	瘋癲殺人	「若シ瘋癲ヲ假リ。人ヲ殺傷スル者ハ。謀故殺傷ニ依テ之ヲ科ス」
卷二	人命律	瘋癲殺人條例	*新律綱領の規定が維持された(192條以下参照)。

235) 本罪として擬律されるのは、新律綱領人命律上及び人命律下並びに改定律例人命律の各罪として擬律されるものに加えて、以下の犯罪である。

卷数	律名	罪名	条文
卷三	賊盜律	親屬相盜	「卑幼。尊長ヲ犯スハ。……若シ殺傷スルヲアル者ハ。過誤ニ出ルト雖モ。各殺傷尊長卑幼ノ本律ニ依リ。重キニ從テ論ス。……若シ同居ノ卑幼。他人ヲ將井テ。己ノ家ノ財物ヲ盜ム者。……若シ殺傷スルヲアル者ハ。各殺傷尊長卑幼ノ本律ニ依リ。……若シ他人殺傷スル者ハ。卑幼。縦ヒ情ヲ知ラスト雖モ。亦殺傷尊長卑幼ノ本律ニ依リ。重キニ從テ論ス」
卷一		親屬相盜條例	*新律綱領の規定が維持された(142條参照)。

236) 卷二の名例律下の僧尼於受業師一條は、「凡僧尼ト受業師ニ於ル。伯叔父姑ト同シ」と規定し、僧尼にとっての受業師を伯叔父姑として扱うとする。

237) 「凡官吏。並ニ華。士族ノ家ニ。給侍使役スル男女ヲ奴婢ト稱シ。卒。庶人ノノ

卷三	人命律上	謀 _二 殺家長 _一	已ニ殺ス者ハ。皆梟」
卷二	人命律	(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷三	人命律上	殺 _二 死姦夫 _一	「其妻妾。姦ニ因リ。同謀シテ。本夫ヲ殺ス者ハ。梟」
卷二	人命律	殺死姦夫條例	*新律綱領の規定が維持された(169條以下参照)。
卷三	人命律上	殺 _二 一家三人 _一	「凡謀殺。故殺。放火。行盜シテ。一家ノ死罪ニ非サル。三人以上ヲ殺シ。若クハ人ヲ支解スル者ハ。皆梟」
卷二	人命律	殺一家三人條例	*新律綱領の規定が維持された(173條参照) ²³⁸⁾ 。

卷四	鬪毆律 ²³⁹⁾	毆 _レ 夫 ²⁴⁰⁾	「凡妻。夫ヲ毆ツ者ハ。……故殺スル者ハ。梟。若シ妾。夫及ヒ正妻ヲ毆ツ
----	---------------------	----------------------------------	------------------------------------

↘家ニ使役スル者ハ。雇人ト稱シ。奴婢ト稱スルコトヲ得ス」(卷二の名例律下の稱ニ奴婢雇人_一條)。

238) 「凡一家ノ死罪ニ非サル。三人以上ヲ殺スト稱スルハ。雇人ト雖モ。同居ニ係ル者及ヒ同居セスト雖モ。父子兄弟等。至親ニ係ル者。皆是ナリ」と定めていた(173條)。

239) 新律綱領鬪毆律及び改定律例鬪毆律の各罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

卷数	律名	罪名	条文
卷三	人命律上	謀殺	(規定なし)
卷二	人命律	謀殺條例	「凡人ヲ謀殺セント欲シテ。謀ヲ舉ル時。其謀ラルハノ人。謀機ヲ知覺シテ。卻テ謀者ヲ殺ス者ハ。故殺律ニ依リ」(163條) 「凡嬰兒ヲ殺ス者ハ。各等親ニ照シ。謀故殺本條ニ依テ。科斷ス。若シ穩婆。囑託ヲ受テ殺ス者ハ。囑託スル者ト同罪」(164條)
卷三	人命律上	謀 _二 殺祖父母父母 _一	「若シ五等親以上ノ尊長。卑幼ヲ謀殺スルニ。……已ニ殺ス者ハ。故殺律ニ依ル」
卷二	人命律	謀殺祖父母父母條例	*新律綱領の規定が維持された(168條参照)。
卷三	人命律上	殺 _二 死姦夫 _一	(規定なし)
卷二	人命律	殺死姦夫條例	「若シ姦情曖昧。確據ナクシテ男婦ヲ殺傷スル者ハ。各謀故鬪殺傷本條ニ依ル」(172條)

明治初期の死刑宣告の動向

卷四	人命律下	誤 _二 殺傍人 _一	「其謀殺故殺ヲ行ヒ。誤テ傍人ヲ殺ス者ハ。故殺ヲ以テ論シ」
卷二	人命律	(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷四	人命律下	詐稱殺 _レ 人	「凡津河。水深ク泥濘ナルヲ。平淺ト詐稱シ。及ヒ橋梁渡船。朽漏ナルヲ。牢固ト詐稱シ。人ヲ過渡センメ因テ陥溺死傷ニ致ス者ハ。闕殺傷ヲ以テ論ス」
卷二	人命律	(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷四	人命律下	過 _二 失殺傷人 _一	「凡過失ニテ。人ヲ殺傷スル者ハ。各闕殺傷ニ準シ。法ニ依リ。取贖シテ。其家ニ給付ス」 *取贖により梟首の執行は回避された。
卷二	人命律	過失殺傷人條例	*新律綱領の規定が維持された(181條以下参照)。
卷四	人命律下	將 _レ 屍圖賴	「凡祖父母。父母。子孫ヲ故殺シ。及ヒ家長。奴婢ヲ故殺シテ。人ニ圖賴スル者ハ。各本罪ニ。一等ヲ加フ」
卷二	人命律	將屍圖賴條例	*新律綱領の規定が維持された(186條)。
卷四	人命律上	弓銃殺 _二 傷人 _一	(規定なし)
卷二	人命律	改正弓銃殺傷人律	「凡曠野無人ノ地ニ於テ。故ナク。弓銃ヲ放チ。因テ人ヲ殺傷スル者ハ。過失殺傷ヲ以テ論ス」(188条) *過 _二 失殺傷人 _一 ・過失殺傷人條例に依り梟首が宣告されたが、取贖により梟首の執行は回避された。
卷四	人命律上	車馬殺 _二 傷人 _一	「若シ馬驚逸シ。或ハ公務ノ急速ニ因リ馳驟シテ。人ヲ殺傷スル者ハ。過失ヲ以テ論シ。法ニ依リ取贖シテ。其家ニ給付ス」
卷二	人命律	車馬殺傷人條例	「阨穿ヲ穿作シ。及ヒ窩弓ヲ安置シテ。望竿。及ヒ。抹眉索ヲ立サル者ハ。……深山曠野ニ非スシテ。人ヲ殺傷スル者ハ。車馬殺傷人律ニ依ル」(190条) *過 _二 失殺傷人 _一 ・過失殺傷人條例に依り梟首が宣告されたが、取贖により梟首の執行は回避された。
卷四	人命律下	瘋癲殺 _レ 人	「若シ瘋癲ヲ假リ。人ヲ殺傷スル者ハ。謀故殺傷ニ依テ之ヲ科ス」
卷二	人命律	瘋癲殺人條例	*新律綱領の規定が維持された(192條以下参照)。
卷四	人命律下	鬪毆及故殺	(規定なし)
			「凡人ト爭論鬪毆シテ。臨時殺意ヲ起シ。人ヲ殺ス者ハ。故殺ニ坐ス。若シ爭鬪ノ後。仍ホ餘

卷二	人命律	鬪毆及故殺條例	怒ヲ尋キ。追逐シテ。兇殺シ。及ヒ争鬪ニ因ルニ非スト雖モ。臨時殺意ヲ起シテ殺ス者。預謀ノ蹟跡ナキハ。並ニ。故殺ヲ以テ論ス」(179條)
卷四		毆ニ本屬長官ニ	(規定なし)
卷二		毆官吏條例	「其勅任官。奏任官ヲ毆テ。及ヒ奏任官。判任官ヲ毆ツ者ハ。並ニ。凡鬪毆ヲ以テ論ス」(218條)
卷四		毆ニ三等親以下尊長ニ	(規定なし) *三等親について、「曾祖父母 伯叔ノ婦 夫ノ姪 従父兄弟姉妹 異父兄弟姉妹 夫ノ祖父母 夫ノ伯叔父姑 庶子 姪ノ婦 繼父」と定めていた(首卷の五等親圖)。
卷二	鬪毆律	毆三等親以下尊長條例	「凡卑幼。三等親以下ノ尊長ヲ過失殺傷スル者ハ。並ニ凡人過失殺傷ヲ以テ論シ收贖スルヲヲ聽ス」(225條) *過ニ失殺傷人ニ。過失殺傷人條例に依り絞首が宣告されたが、收贖により梟首の執行は回避された。
卷四		妻妾與ニ夫親屬ニ相毆	「若シ妻。夫ノ三等親以下ノ卑屬ヲ毆傷スルハ。……妾ノ犯スハ。凡鬪ヲ以テ論ス」
卷二		妻妾與夫親屬相毆條例	*新律綱領の規定が維持された(231條参照)。
卷四		父祖被レ毆	(規定なし)
卷二		父祖被毆條例	「凡子孫。祖父母父母ト同謀シテ。共ニ人ヲ毆テ。若クハ祖父母父母。人ト忿争シ。子孫ニ指令シテ毆打セシメ。及ヒ人ト鬪毆スルニ。其子孫。勢ヲ助ケテ。共ニ毆ツ者ハ。俱ニ常律ニ照シテ。罪ヲ科シ」(233條)
卷五	捕亡律	罪人拒レ捕	「若シ罪囚。逃走スト雖モ。已ニ拘執ニ就キ。及ヒ拒捕セサルニ。捕吏之ヲ殺シ。……各鬪殺傷ヲ以テ論ス」
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。

240) 本罪として擬律されるのは、新律綱領鬪毆律及び改定律例鬪毆律の各罪として擬律されるものに加えて、以下の犯罪である。

卷数	律名	罪名	条文
卷四	鬪毆律	妻妾與ニ夫親屬ニ相毆	「若シ妻。夫ノ三等親以下ノ卑屬ヲ毆傷スルハ。夫ノ毆ツト罪同」

明治初期の死刑宣告の動向

卷二	毆夫條例	者ハ。……故殺スル者ハ。梟] *新律綱領の規定が維持された(222條参照)。
卷四	毆 _二 二等親尊長 _一 ²⁴¹⁾	「凡弟妹。兄姉ヲ毆ツ者ハ。……故殺スル者ハ。皆梟」
卷二	毆二等親尊長條例	*新律綱領の規定が維持された(227條参照)。
卷四	毆 _二 祖父母父母 _一	「凡子孫。祖父母父母ヲ毆チ。及ヒ妻妾。夫ノ祖父母父母ヲ毆ツ者ハ。……殺ス者ハ。皆梟」
卷二	毆祖父母父母條例	「凡子孫。祖父母父母ヲ毆チ。及ヒ妻妾。夫ノ祖父母父母ヲ毆ツ律ヲ改メ。……故殺スル者ハ。皆梟。……並ニ収贖スル _一 ヲ聽サス」(228條) *改定により梟首を宣告する要件が変更された。

新律綱領も、假刑律と同様に、鬪毆律及び人命律の少なからぬ犯罪類型において、梟示を法定刑として規定している。

もともと、新律綱領は、殺人等の中で最も典型的な人命律上の謀殺條において、次章で紹介するように、「凡人ヲ謀殺スルニ。造意者ハ。斬」として、假刑律とは異なって梟示とする例外を認めず、謀殺の首謀者であっても、斬首とするに留めていた。

新律綱領は、人命律上の謀_二殺祖父母父母_一條において、祖父母をはじめとする目上の親族を謀殺した場合に「皆梟」としていた。

また、同じく人命律上の殺_二一家三人_一條において、謀殺等により一家三人以上を殺害した場合に同じく「皆梟」としていた。

【梟2-京19】京都府宣告明治5年2月5日は、新律綱領が適用される期間に

卷二	妻妾與夫親屬相毆條例	*新律綱領の規定が維持された(231條参照)。
----	------------	-------------------------

241) 一等親について、「父 母 養父母 夫 子 養子」、二等親について、「祖父母 嫡母 繼母 伯叔父姑 兄弟姉妹 夫ノ父母 妻妾 姪 孫 子ノ婦」と定めていた(首巻の五等親圖)。

宣告された事件である。この事件は、在籍する寺の住職と兄弟子を殺害したものである。新律綱領卷二の名例律下の卷二の名例律下の僧尼於_二受業師_一條が「凡僧尼ト受業師ニ於ル。伯叔父姑ト同シ」としていることから、被害者の住職が伯叔父とみなされて、謀_二殺祖父母父母_一條が適用された。

改定律例は、新律綱領の殺人等の規定の多くを維持した。新律綱領の謀_二殺祖父母父母_一條も、殺_二一家三人_一條も、謀殺祖父母父母條例（168條参照）及び殺一家三人條例（173條参照）によりそれぞれ維持された。

【梟1-京21】京都裁判所宣告明治7年5月31日は、改定律例が適用される期間に宣告された事件である。本件は、養母を殺害したものであるため、謀殺祖父母父母條例が維持した新律綱領の人命律上の謀_二殺祖父母父母_一條の規定が適用された。

【梟3-京22】京都裁判所宣告明治8年4月19日も、改定律例が適用される期間に宣告された事件である。本件は、学僕が雇われている商家の3人を殺害したものであるため、殺一家三人條例が維持した新律綱領の人命律上の殺_二一家三人_一條の規定が適用された。

6 窃盗等

窃盗等に分類された1件は、明治3年に宣告されたものであり、新律綱領頒布前のものであった。

(1) 假刑律が適用され得た期間

律名	罪名	条文
賊盜律 ²⁴²⁾		「凡制書ヲ盜モノハ首從ヲ分タス皆〔斬〕……其事

242) 賊盜律の各罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
賊盜律	山陵ノ樹木ヲ盜	「凡山陵ノ樹木ヲ盜モノハ……○若賊ヲ計ヘ本罪ヨリ重キモノハ盜罪ニ一等ヲ加フ」
	倉庫ヲ破ル	「凡竊盜倉庫ヲ破ルモノ……既ニ盜得ルモノハ……本罪 ^四 ヨリ重キモノハ盜〔二〕等ヲ加フ」 * 「一或ハ二カ」との符變があった。

明治初期の死刑宣告の動向

制書ヲ盗	盗ム所軍機重大之干ルモノハ刎首 <small>但盗取而已因テ刎首ニ止ム若盗ヲ用ル處有リ其事重キモノハ其重ニ從テ臨時論判]</small> *〔 〕内は、「刎首」へと修改された。 *情状によっては、梟首が宣告され得た。
監守自盗 ²⁴³⁾	「凡官吏其監臨主守 ²⁴⁴⁾ スル處ノ官物盗之手段既ニ行ヒ……既ニ盗得ルモノハ……若賊數右ニ踰ヘ其情重キモノハ臨時判決」 *被害金額帯ごとにその刑を定め、最も重い区分を〔流〕としていたが(〔 〕内は、「流」へと修改された)、情状によっては、梟首が宣告され得た。
常人官物ヲ盗 ²⁴⁵⁾	「凡常人 <small>官吏ト雖モ他官ノ官物ヲ盗モノハ總テ此條ニ入ル</small> 官物ヲ盗之手段既ニ行ヒ……既ニ盗得ルモノハ……若賊數右ニ踰ヘ其情重キモノハ臨時判決」 *監守自盗と同様に、情状によっては、梟首が宣告され得た。

243) 本罪として擬律されるのは、賊盜律の各罪として擬律されるものに加えて、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
賊盜律	内府及ヒ公廩財物ヲ盗	「官吏請込之官府……若公事ニヨツテ入り個人ノ見ヘサルヲ同ヒイタスハ則監守自盗ニテ……科斷ス」
	田野ノ穀麥ヲ盗	「若官ニ係ル山林ノ竹木ヲ盗伐スルハ掛リ役人ハ官吏其監臨主守之官物ヲ盗條ニ依」ル
斷獄律	罪囚ヲ陵虐ス	「凡牢獄番人等非理ニ……若官給之衣食ヲ尅減スルモノハ贓ヲ計ヘ監守自盗ヲ以論ス」

244) 「凡監臨ト稱スル者ハ。内外諸司。其所屬ヲ統攝シテ。監察臨莅シ。一切ノ文案ニ。相關涉シ。及ヒ。所管ノ民庶ニ非スト雖モ。其公務ヲ帶管シ。事權手ニ在リ。先生己レニ由ル者。並ニ監臨ト爲ス。主守ト稱スル者ハ。内外諸司ノ吏典。及ヒ庫子。獄卒等。專ラ其事ヲ主掌看守スル者。並ニ主守ト爲ス。其職。統攝ニ非スト雖モ。臨時ニ差遣セラレテ。管領提調スル者モ。亦監臨ト爲ス。其事ヲ專掌スル者モ。亦主守ト爲ス」(卷二の各例律下の稱ニ監臨主守ノ條)。

245) 本罪として擬律されるのは、賊盜律の各罪として擬律されるものに加えて、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
	内府及ヒ公廩財物ヲ盗	「若公事ニヨツテ入り個人ノ見ヘサルヲ同ヒイタスハ……常人ニ係ラハ常人盗ヲ以科斷ス」
	親屬相盗	「若奉公人主家ノ財ヲ盗モノハ常人ニ二等ヲ加ヘ日雇加勢ノ者ハ一等ヲ加フ <small>若公人互ニ相盗</small> 」
		「其盗トコロ官ニ係ラハ常人官物ヲ盗ヲ以論シ二等ヲ加

賊盜律	牛馬ヲ盜	フ……若賊ヲ計へ本罪 <small>普罪律</small> ヨリ重キモノハ <small>竊私ト</small> 盜罪二等ヲ加フ」
	田野ノ穀麥ヲ盜	「若官ニ係ル山林ノ竹木ヲ盜伐スルハ掛リ役人……其餘之者ハ <small>非見役人之外ハ官</small> 常人官物ヲ盜ト云ニ準シ各一等ヲ減ス」
人命律	人命内濟	「凡祖父母父母及夫人ニ殺サレ讎ヲ忘 <small>誣言</small> 内濟致ス者……外祖父母伯叔父姑兄姉ハ……若卑幼人ニ殺サレ尊長内濟〔イタスハ……〕常人人命内濟致ス者ハ……若財ヲ受右之仕形有之者ハ賊ヲ計枉法ニ準シ <small>自誣</small> 重ニ從テ論判」 *〔 〕内は、「致シ并」へと修改された。
訴訟律	掛リ役人犯事ヲ隠ス	「凡婚姻田宅姦盜詐偽鬪毆闘一切之訴訟犯事掛リ役人隨即ニ吟味ヲ遂ス其事ヲ隠シ置クモノハ……各除役若掩匿詐謀之情有ルモノハ……財ヲ受右之仕形有之モノハ賊ヲ計ヘ枉法ヲ以重ニ從テ論ス」
	誣告	「若人ヲ教ヘ欺キ勸メ罪ヲ犯シメ且人之タメ訴状等ヲ作テ其罪ヲ増減シ人ニ云懸致セ并人ヲ雇ヒ云懸イタシ及雇ヲ受ルモノ…… <small>雇ヲ受ルモノ財ヲ受レハ</small> 枉法ヲ以重ニ從テ論ス」 *受賊律の枉法不法ノ賊に依り、臬首が宣告され得た。
捕亡律	獄囚逃走	「凡罪人囚禁セラレ牢ヲ破リ逃去モノハ……若番人知ナガラ故ラニ縦シ置モノハ……財ヲ受ケ縦シ置モノハ賊ヲ計ヘ枉法ヲ以重ニ從テ論ス」 *受賊律の枉法不法ノ賊條に依り、臬首が宣告され得た。
受賊律	枉法不法ノ賊	「凡官吏枉法ノ賊ヲ受ルモノハ <small>賄賂ニ依リ法ヲ枉テ處分スルヲ云</small> 常人官物ヲ盜之條ニ依テ科斷ス……○其囑託ヲ受ケ人之爲ニ財ヲ通スルモノ……若 <small>其身</small> 財ヲ受ケ右之仕形有之者ハ <small>受テ</small> 賊ヲ計ヘ更ニ枉法不枉法ニ依テ罪ヲ定 <small>罪問</small> 受其重ニ從テ科斷ス」
	有事人賄賂ヲ爲ス	「凡事ニ依テ賄賂ヲ贈リ官吏之法ヲ枉ルヲ求ルモノ其與フ處ノ數ヲ計ヘ賊ニ坐シテ論ス若重科ヲ避ケ輕事ト成スノ類ヒ其 <small>等</small> 枉ル處ノ罪 <small>罪</small> 重キモノハ其重ニ從テ科斷ス <small>前</small> 若シムノ旨ト欲スルヲ權財ヲ以其口留或ハ人ノ口非ヲ近シ及ヒ捕シテ論ス <small>因</small> 枉法ヲ枉ルニ係ルモノ其求申處ノ相見必官定ノミニアラズ平人ト雖モ本條ニ依テ論ス」 *受賊律の坐賊罪ヲ致スが依る枉法不法ノ賊に依り、臬首が宣告され得た。
	坐賊罪ヲ致ス	「若官吏公務ニヨツテ擅ニ <small>尊</small> 在 <small>在</small> 所屬ノ財物ヲ取立 <small>其財</small> 云々モノハ…… <small>坐</small> 贓罪ヲ計ヘ <small>普</small> 重キモノハ賊ニ坐シテ論ス其 <small>體</small> 私用ニ入ルルモノハ賊ヲ計ヘ枉法以論ス」 *受賊律の枉法不法ノ賊に依り、臬首が宣告され得た。
		「凡人命變死有ルニ逢フ其掛役員捕役隨即ニ立會屍狀明細ニ見分シ本屍并兇犯姓名籍貫且傍觀有無等ヲ糾明シ直ニ本管司ニ申達スルヲ要ス若報告ヲ聞テ託故シテ即時赴

明治初期の死刑宣告の動向

竊盜 ²⁴⁶⁾	<p>「凡竊盜……其盜得ルモノハ各己ニ入ルル之數ヲ計ヘ罪ニ科ス<small>假令ハ三人俱ニ盜イタス全贓十貫文ナルヲ分ツテ各五貫文ヲ得ルトキハ五貫文ヲ以己ニ入ル之數トシ又各家ニオイテ盜致ス毎ニ其分チ得ルノ數ヲ合セ通算ス若二人ニテ十貫文ヲ盜テ相分タス俱ニ飲食等ニ費用致スモノハ各同ク十貫文ヲ盜之罪ニ坐スルナリ監守常人盜贓科法モ如之</small></p> <p>……若贓數右ニ踰ヘ其情重キモノハ臨時判決○拘摸スルモノノ罪竊盜ニ同シ」</p> <p>* 監守自盜及び常人盜と同様に、情状によっては、梟首が宣告され得た。</p>
--------------------	--

斷獄律	屍傷見分	<p>カス屍狀變亂セシメ及見分悉シカラス屍傷輕重朦朧ニ執定シ因テ致死之根因分明ナラサルニ至ルモノ……若賄賂ヲ受右之仕形ニ及ヒ罪ニ増減ヲ成スモノハ……贓罪重キモノハ枉法條ニ依リ重ニ從テ論判」</p> <p>* 受贓律の枉法不法ノ贓に依り、梟首が宣告され得た。</p>
-----	------	--

246) 本罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
賊盜律	強盜 <small>兇器棍棒ヲ執持シ或暗夜ヲ操公熟ト人家ノ門ヲ撞クヲ致地伴人ノ財ヲ奪ノ類ヲ云フ</small>	「凡強盜……黨類之内助力格闘セス及ヒ殺傷姦汚ノ情ヲ知ラサルモノハ唯竊盜本條ニヨツテ論ス」
	搶奪 <small>人ノ不意ニ出カテ用ヒ公然ト財物ヲ攫取去之類ヲ云フ</small>	「凡人家ニ押入或ハ途中ニオイテ人ノ財物ヲ搶奪スルモノハ。贓ヲ計ヘ……重キモノハ竊盜罪ニ二等ヲ加フ <small>贓數八十九貫文以上ニ至ルハ梟首</small> 」
	牛馬ヲ盜	「凡牛馬ヲ盜モノ假令原野ニ放牧セシムルモノト雖モ守者ノ有無ニ不拘贓ヲ計ヘ竊盜ヲ以論シ二等ヲ加フ……若贓ヲ計ヘ本罪 <small>舊百徒</small> ヨリ重キモノハ <small>官私</small> 竊盜罪ニ二等ヲ加フ」
	田野ノ穀麥ヲ盜	「凡田野ノ穀麥ヲ盜モノハ守者之有無不拘贓ヲ計ヘ竊盜ニ準シテ論シ一等ヲ加フ○其菜果ヲ盜若ハ山野木石之類他人既ニ工カラ用置ヲ盜モノ亦竊盜ニ準シテ論ス <small>加減</small> 」
	人ヲ詐欺シテ財ヲ取	「凡人ヲ詐欺シテ財ヲ取又ハ人ノ物ヲ我ト云懸テ奪取或ハ事ヲ構ヘネタリ掛テ取若ハ巧ナル手段ヲ仕掛ケ人ヲ信セシメ財ヲ出サセ取之類并ニ贓ヲ計ヘ竊盜ニ準シテ論ス」
	墳墓ヲ發掘	「若主アル墳地内ニオイテ盜葬スルモノハ……因テ器物ヲ盜取モノハ竊盜ニ準シテ一等ヲ加フ若 <small>官</small> 私 <small>地</small> 界内死人有ルヲ見テ…… <small>死</small> 衣物ヲ盜取モノハ竊盜ニ準シ贓ヲ計ヘ重ニ從テ論判」

假刑律は、監守自盜條、常人盜條及び竊盜條において、被害金額に応じて、それぞれ刑罰を法定していた。これらの犯罪類型において、梟首は規定されていなかったものの、いずれも、「若賊數右ニ踰ヘ其情重キモノハ臨時判決」と

	強竊盜ノ宿	「竊盜タルコトヲ知ナカラ宿ヲ貸シ圍置モノハ……賊ヲ分ケ取或ハ加功ノ手段有之モノハ各竊盜ノ從ヲ以論ス若盜物タル事ヲ知ナカラ買取ルモノ其數ヲ計ヘ竊盜條ニヨツテ論シ管數半減」
	俱ニ謀テ盜ヲ爲ス	「凡俱ニ強盜ヲ謀テ行セス行スルモノ臨時竊盜ヲ爲スニ居ナカラ其賊ヲ分テ元造意之者ニ係ラハ竊盜首ヲ以論ス <small>已ニ人ノ數ヲ計ヘ全坐ス</small> 若隨從ニ係ラハ竊盜從罪ニヨツテ科斷ス <small>已ニ人ノ數ヲ計ヘ一等ヲ減ス</small> 若造意シテ賊ヲ分サルモノハ……其臨時竊盜ヲ爲スモノハ常ニ依テ論判 <small>已ニ人ノ數ヲ計ヘ全坐ス</small> ○若俱ニ竊盜ヲ謀テ首タルモノ行セス行スルモノ臨時強盜ヲ爲スニ居ナカラ其賊ヲ分ナハ猶竊盜首ニヨツテ論ス <small>已ニ人ノ數ヲ計ヘ全坐ス</small> 隨從行セス賊ヲ分ツモノハ竊盜從ヲ以科斷ス <small>已ニ人ノ數ヲ計ヘ一等ヲ減ス</small> 」
受贓律	枉法不法ノ贓	「凡官吏……不枉法ノ贓ヲ受ルモノハ <small>賄賂ヲ受ケト雖モ處分ニ法ヲ枉申ルヲ云</small> 竊盜之條ニ依リ贓數半減シテ論ス……○其囑託ヲ受ケ人之爲ニ財ヲ通スルモノ……若 <small>其身亦</small> 財ヲ受ケ右之仕形有之者ハ <small>其</small> 贓ヲ計ヘ更ニ枉法不枉法ニ依テ罪ヲ定 <small>其罪</small> 其重ニ從テ科斷ス」
詐僞律	謀判	「凡官府ノ印ヲ僞造シ又ハ盜用シ且差紙切手ノ類ヲ似セ捺ヘルモノ……○若他ノ印ヲ僞造シ又ハ盜用シ且證文手形ノ類ヲ似捺ヘルモノ……財物ヲ掠取ルモノハ贓ヲ計ヘ竊盜條ニ依テ二等ヲ加ヘ重ニ從テ論ス」
	僞書	「凡公事ニ僞書スルモノ……財物ヲ掠取ルモノハ數ヲ計ヘ竊盜條ニ依リ重ニ從テ論ス」
	金銀并錢ヲ僞鑄ス	「凡金銀并錢ヲ…… <small>幣ノ手後</small> 僞物タル事ヲ知ナカラ詐テ轉贖遣方致スモノハ詐欺財ヲ取ルヲ以テ論ス」 * 賊盜律の人ヲ詐欺シテ財ヲ取ル條に依り、梟首が宣告され得た。
	詐テ官員ト稱ス	「凡官印ト詐稱シテ……若財物ヲ掠取モノハ數ヲ計ヘ竊盜條ニ依リ重ニ從テ論ス若官員ノ子弟親族或ハ家來ト詐稱シ又ハ其他要用ノ役名ヲ詐冒シテ求索スルモノハ……因テ財物ヲ掠取モノハ上條ニ同シ」

して、情状が重い場合には、より重い刑罰を科すことができると定めていた²⁴⁷⁾。また、次章で紹介するように、假刑律は、賊盜律の内府及ヒ公廩財物ヲ盜條において、「凡内府禁裏ノ内庫ヲ云及所々公廩官庫ニ忍入盜イタスモノハ財ヲ得スト雖モ首從ヲ分タス〔皆斬〕²⁴⁸⁾」としていた。

【梟0-京10】京都府宣告明治3年7月4日は、御所内の御宝蔵へ忍び込んで4000両を盗取したという当時としては巨額の窃盜事案である。被告人の行為は、内府及ヒ公廩財物ヲ盜條に当たるものであり、假刑律によれば刎首とされるどころ、この事件では梟示が宣告されており、ここでもまた、假刑律との不一致が見られる。もっとも、被告人の行為を竊盜條に当たると解すれば、情状が重い場合に梟示も宣告可能であり、そのように解すれば、假刑律と一致していると言い得る。

この事件の申稟は、「格別之御場所柄ヲモ不憚致悪事候事ニ付梟首可申付哉」と述べ、宣告は、「御場所柄ヲモ不憚御宝蔵江忍入大金盜取候段不屈至極致ニ付梟首可申付ルモノ也」としている²⁴⁹⁾。宣告は、大金を盗取したことを指摘するものの、申稟ではそのことは明示されてない。一方、申稟も宣告も、「御場所柄ヲモ不憚」と述べており、この点が重視されたものと思われる。これらからすると、大金を盗取したということ以上に御所内の御宝蔵に侵入したということが罪責の評価において重視されたと考えられる。

この事件において幕府法が参考とされていないのは、明治維新によって、御所の位置付けが大きく変容したことから、御所の位置付けが明治維新後に比べて高くなかった幕府法を参考にすることが妥当でないと考えられたからであろう。

假刑律の内府及ヒ公廩財物ヲ盜條の規定においてすら、刎首に留まるとするのが当時の量刑感覚であったにもかかわらず、この事件において梟示が宣告さ

247) このような規定のやり方は、罪刑法定主義に違反するものであり、この観点からは、許されない。

248) [] 内は、「刎首」へと修改されていた。

249) 申稟及び宣告において「梟首」とされているが、このときには既に「梟示」に改称されていることから、「梟示」と記載すべきであった。

れたのは、御所内の御宝蔵に侵入したこと及び大金を盗取したことが宣告において「不届至極」とされるほど罪責を押し上げる当時としては許し難いものであったためであると考えられる。

(2) 新律綱領・改定律例が適用された期間

新律綱領は、卷三の賊盜律の竊盜條等において、いずれも、法定刑として梟示を定めなかった。

假刑律においては、竊盜條等において、被害金額等の情状が重い場合に法定刑を超える刑を科すことを認めていたが、新律綱領においては、いずれの犯罪類型も、法定刑を超える刑を科すことを認める規定を置いておらず、梟示が科される可能性はなかった。

改定律例も、卷一の賊盜律の竊盜條例（135條以下）等において、新律綱領の規定を維持して、梟示を定めなかった。

7 そ の 他

以上で紹介したもの以外にも、梟首・梟示が規定されている犯罪類型はあったが、宣告されなかった。

(1) 假刑律が適用され得た期間

律名	罪名	条文
賊盜律	謀反大逆	「凡謀反及ヒ大逆ヲ謀ルモノハ <small>已行未行</small> 首從ヲ分タス皆〔磔 <small>即決</small> 〕…… <small>親屬情ヲ知り首セサル者等ハ大義容隠ヲ許ササルヲ以總テ凡人ト同科……</small> 」 *〔 〕内は、「梟首」へと修改された。
	謀叛	「凡謀叛既ニ行フモノハ…… <small>親屬情ヲ知り首セサル等且縁坐之取拔謀犯大逆ト同ク臨時</small> 」 *情状によっては、梟首が宣告され得た。
	人商	「凡方略ヲ以人ヲ勾引他所へ賣渡スモノハ……人ヲ殺スモノハ〔斬梟〕 <small>即決</small> ……○若勾引スト雖未賣渡サス及ヒ <small>整勾引</small> 相和シテ賣ルモノハ……但人ヲ殺傷スル事有レハ減セス○……若十歳以下之者ヲ勾引スハ相和スト雖略誘ヲ以論ス……○若同類ヲ語ラヒ人ヲ略取シ其情重キモノハ。既ニ賣ト否トヲ分タス〔斬梟〕 <small>即決</small> ……若妻ヲ欺賣モノハ全凡人和略ノ法ニ坐ス <small>若略誘從</small> 」

明治初期の死刑宣告の動向

		ハス因テ妻ヲ殺傷セハ本條傷ルモノ新殺スルモノ斬臬即決ノ法ニヨラス 唯凡人謀殺關殺傷法ニヨツテ凡人勾引略相劍流ヲ照シ其重ニ從テ論判 *〔 〕内は、いづれも、「梟首」へと修改された。
訴訟律	誣告	「若詞訟争口ニヨツテ互ニ案情ヲ翻異セント欲スハ自ラ訴論之 常情此條ニ拘ラス臨時」 *情状によっては、梟首が宣告され得た。
	父祖ノ奉養ヲ缺	「凡子孫家資祖父母父母之奉養缺ヘカラサル程之者 ニシテ故ラニ缺キ固テ祖父母父母訴出レハ……○若 祖父母父母之教令從フヘキナルニ故ラニ違背致シ因 テ祖父母父母訴出レハ……若訴出之事情重キ者」 ハ重ニ從テ臨時論判」 *情状によっては、梟首が宣告され得た。
捕亡律	罪人捕ヲ拒 ²⁵⁰⁾	「凡罪人事發シテ或被召捕或ハ官ニ至既逃走シ及捕ヲ拒モノ 各本罪ニ二等ヲ加フ」 *梟首が宣告され得た。
	獄囚逃走 ²⁵¹⁾	「凡罪人囚禁セラレ牢ヲ破リ逃去モノハ皆斬 ^{即決} …… 本罪死ニ當ルモノハ常法ニ因ル……若京獄並郡市獄 之外其掛リ支配官衙之捕役等預リ之小獄ヲ破リ逃去 ル者ハ……本罪重キモノハ……本罪死ニ入ルモノ ハ自ラ本罪ニ因ル」 *梟首が宣告され得た。
犯姦律 ²⁵²⁾	強姦	「十二歳以下ノ幼女ニ姦スル者ハ和姦タリトモ強姦 ヲ以テ論ス若強姦ニ因テ殺傷ニ至ラハ〔斬臬〕其傷 輕キモノハ臨時判決 ^{姦夫強暴ノ状有テ婦人力敵スル事能ハス或ハ強迫 セラレ衣服ヲ裂キ膚體ヲ損傷スル等ノ類} 問明白 證據有ルヲ以強 之名ヲ加フ……」。 *〔 〕内は、「梟首」へと修改された。
	親屬相姦	「凡養母嫡母繼母ニ姦スルモノ〔斬臬首〕強姦ハ 〔磔 ^{即決} 〕○伯叔母 ^{父母ノ姉ニ} ……強姦ハ〔斬臬首 ^{即決} 〕」。 *〔 〕内は、それぞれ、「刎首」、「梟首」、「刎首 ^{即決} 」へと 修改された。
		「凡主人之母妻女ニ姦スルモノ〔斬臬首〕強姦ハ 〔磔 ^{即決} 〕○若農商家ニ奉公スルモノ其主ノ妻女又ハ母

250) 賊盜律の強盜^{器械棒ヲ執持シ或暗夜火ヲ携公然ト人家ノ門ヲ擡戸ヲ毀垣人ノ財ヲ奪ノ類ヲ云フ} 條は、「其竊盜罪ヲ棄テ逃走シ財主ニ追
逐セラレ因テ捕ヲ拒クモノハ自ラ罪人拒捕之際ニヨツテ科斷ス」として、本罪とし
て擬律される。

251) 斷獄律の獄囚ニ金カヲ與フ條は、「凡罪人牢獄ニ入ル先所持スル處ノ品一切點檢
シ若衣類等^{手拭型紙}之外金カ并他物之禁スヘキヲ故ニ與ヘ置モノ……因テ囚人牢ヲ破
リ逃去ニ至ルモノハ……其餘與フニ關ラサルモノハ獄囚
逃走竊ニ依^其番衛勸捕ヲ分テ論判」^其としており、本罪として擬律される。

252) 犯姦律の各罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。 ↗

	主家ノ婦ニ姦ス	ニ……強姦ハ〔梟〕婦女ハ并ニ和姦ノ本條ニ就テ論ス」。 *〔 〕は、それぞれ、「刎首」、「梟首」、「刎首」へと修改された。
詐偽律	人ヲ教ヘ欺キ法ヲ犯シム	「凡欺テ人ヲ教ヘ欺キ法ヲ犯シムルモノハ犯人ト同罪」 *梟首が宣告され得た。
斷獄律	官吏故二人ヲ罪ニ出入イタス ²⁵³⁾	「凡官吏事權手ニ有ルヲ以テ故ニ罪有ルモノヲシテ全ク罪ヨリ出シ罪無モノヲシテ全罪ニ入ル皆出入セシムル處ノ罪ヲ論判若其罪輕カルヘキヲ故ニ増シテ重罪ト爲シ重キモノハ故ニ減シテ輕罪ヲ爲スモノハ其増減スル處ヲ以罪之 ^{輕重罪増減律ニ科法明條有ルト雖トモ豫拘泥セズ事ニ臨參考論判ヲ要ス} 」 *梟首が宣告され得た。

律名	罪名	条文
犯姦律	喪ニ居テ姦ヲ犯ス	「凡父母及夫ノ喪中ニ姦ヲ犯スモノハ本罪ニ二等ヲ加フ僧尼ノ姦罪モ準之相姦之」
	良賤相姦	「賤者 ^{可廢モノトシテ} ……良民ノ婦女ニ姦スルモノハ一等ヲ加フ」
	管下ノ妻女ニ姦ス	「凡官吏其管下ノ妻女ニ姦スルモノハ本罪ニ二等ヲ加フ」

253) 本罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

律名	罪名	条文
斷獄律	獄囚ヲ教テ罪狀ヲ變亂ス	「凡獄官番人囚人ヲ教令シテ罪案ヲ申替ヘ事情ヲ變亂シ及ヒ囚之タメニ言語ヲ外人ニ通シ因テ罪増減スル處有ルモノハ故ニ人ヲ罪ニ出入スル條ヲ以論ス」
	屍傷見分	「凡人命變死有ルニ逢フ其掛役員捕役隨即ニ立會屍狀明細ニ見分シ本屍并兇犯姓名籍貫且傍觀有無等ヲ糾明シ直ニ本管司ニ申達スルヲ要ス若報告ヲ聞テ託故シテ即時赴カス屍狀變亂セシメ及見分悉シカラス屍傷輕重臆腫ニ執定シ因テ致死之根因分明ナラサルニ至ルモノ……若賄賂ヲ受右之仕形ニ及ヒ罪ニ増減ヲ成スモノハ故ニ人ヲ罪ニ出入スルヲ以論ス」

明治初期の死刑宣告の動向

老幼拷問ヲ許サス	「皆衆證鞠ニヨツテ罪ヲ定違フモノハ臨時議處ス」 * 情状によっては、梟首が宣告され得た。
----------	---

假刑律は、上記のように、少なからぬ犯罪類型において、梟首を絶対的法定刑とし、又は梟首を宣告することを認めていた。例えば、犯姦律の強姦條において、「強姦ニ因テ殺傷ニ至ラハ（梟首）²⁵⁴⁾」として梟首を絶対的法定刑としていた。また、捕亡律の罪人捕ヲ拒條及び獄囚逃走條において、梟首を宣告することを認めていた。

もっとも、この期間には、これらの犯罪類型による梟首・梟示の宣告はなされなかった。

(2) 新律綱領・改定律例が適用され得た期間

卷数	律名	罪名	条文
卷三	賊盜律	劫 _レ 囚	「若シ囚ヲ竊テ逃走スル者ハ。囚ト同罪」 * 梟首が宣告され得た。
卷一		劫囚條例	* 新律綱領の規定が維持された（134條参照）。
卷四		誣告 ²⁵⁵⁾	「凡人ヲ誣告スル者ハ。……若シ二事以上ヲ告ルニ。重事ハ。實ニシテ。輕事ハ。虚。及ヒ數事ヲ告テ。罪等キニ。

254) 〈 〉内は、「斬梟」から修改された。

255) 本罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

卷数	律名	罪名	条文
卷四	人命律下	將 _レ 屍圖賴	「其官ニ告ル者ハ。誣告律ニ依テ罪ヲ論ス」
卷二	人命律	將屍圖賴條例	* 新律綱領の規定が維持された（186條）。
卷四	訴訟律	越訴	「凡吏卒軍民。……若シ理斷ニ文書ヲ投シ。事ヲ申訴シテ。實ナラサル者ハ。……事。重キ者ハ。誣告律ニ依テ論ス」
卷二		(規定なし)	* 新律綱領の規定が維持された。
卷四		教 _二 唆詞訟 _一	「若シ雇ヲ受ケ。人ヲ誣告スル者ハ。自ラ誣告

	訴訟律		……共二人以上ヲ告ルニ。但ター人實ナラサル者アレハ。罪輕シト雖モ。猶ホ其罪ニ反坐ス」
卷二		誣告條例	*新律綱領の規定が維持された(239條参照)。
卷五	雜犯律	囑ニ託公事 _一	「凡法令ヲ曲ケン _一 ヲ欲シ。公事ヲ囑託スル者ハ。……當該ノ官吏。……官吏ハ。……自己ノ事ヲ囑託スル者ハ。坐スヘキ本罪ニ。一等ヲ加フ」 *梟首が宣告され得た。
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷五	捕亡律	獄囚脱レ監及反レ獄逃走	「凡罪ヲ犯シ。囚禁セラレテ。脱監。及ヒ。越獄シテ。逃走スル者ハ。……本罪。死スヘキ者ハ。常律ニ依ル」
卷二		獄囚脱監及反獄逃走條例	*新律綱領の規定が維持された(293條以下参照)。
卷五		出 _二 入人罪 _一 ²⁵⁶⁾	「凡官吏。故サラニ人ヲ罪ニ出入シ。全ク出テシ。全ク入ル、者ハ。出入スル所ノ全罪ヲ以テ論ス。若シ故サラニ輕ヲ増シテ。重ト作シ。重ヲ減シテ。

卷二		(規定なし)	スルト罪同」 *新律綱領の規定が維持された。
卷五	斷獄律	獄囚誣 _二 指無罪人 _一	「凡罪囚。獄ニ在テ。無罪人ヲ誣指スル者ハ。誣告ヲ以テ論シ。其本犯罪重キ者ハ。重キニ從テ論ス。
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。

256) 本罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

卷数	律名	罪名	条文
卷二	名例律下	公事失錯	「其罪ヲ斷シテ。入ルニ失錯シ。已ニ處決スル者ハ。自ラ檢舉スト雖モ。仍ホ失入人罪律ニ依テ之ヲ科シ。其人ヲ罪ニ失出スルハ。已ニ決放スト雖モ。……若シ檢舉スト雖モ。貼斷スル _一 ヲ得サル者ハ。仍ホ失入人罪律ニ依テ之ヲ科ス」
			「凡人ヲ罪ニ失出スル者ハ。已ニ決放スト雖モ。

明治初期の死刑宣告の動向

	斷獄律		輕ト作ス者ハ。其増減スル所ノ罪ヲ以テ坐ス。死ニ至ル者ハ。坐スルニ。死罪ヲ以テス」
卷二		出入人罪條例	*新律綱領の規定が維持された（314條以下参照）。
卷五		追ニ捕罪人一	「凡捕吏。差遣ヲ承ケ。罪人ヲ追捕スルニ。事故ニ託シテ行カス。若クハ罪人ノ所在ヲ知テ。捕ヘサル者ハ。……若シ財ヲ受け。故縱スル者ハ。囚ト同罪」

卷一		名例律	貼斷スル律ヲ改メ。能ク檢舉スト雖モ。貼斷スルヲ用ヒス。仍ホ失入人罪律ニ依テ之ヲ科ス」(78條)
卷四	訴訟律	聽訟回避	「凡官吏。訴訟人ト親族。若クハ師弟。及ヒ縫隙アル者ハ。並ニ回避スルヲ聽ス。違フ者ハ。罪ニ……若シ増減アル者ハ。故出入人罪律ヲ以テ論ス」
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷五	雜犯律	囑ニ託公事一	「凡法令ヲ曲ケンヲ欲シ。公事ヲ囑託スル者ハ。己レノ爲ニシ。人ノ爲ニスルヲ論セス。……枉ル所。罪重キ者。官吏ハ。故出入人罪律ヲ以テ論ス」
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷五		教レ囚翻異	「凡司獄官獄卒。罪囚ニ教令シテ。事情ヲ翻異變亂セシメ。及ヒ爲ニ。言語ヲ外人ニ通傳シ。其罪ヲ増減スル者ハ。故出入人罪律ヲ以テ論ス」
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷五	斷獄律	老幼不ニ拷訊一	「凡年七十以上。十五以下。若クハ廢疾者ハ。並ニ拷訊ス可カラス。皆衆證ニ據テ。罪ヲ定ム。違フ者ハ。故出入人罪律ヲ以テ論ス」
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。
卷五		獄囚誣ニ指無罪人一	「若官吏。獄囚ヲ鞫問スルニ。非法ニ拷訊シ。故サランニ教令ヲ行ヒ。無罪人ヲ認指スル者ハ。故出入人罪律ヲ以テ論ス」
卷二		(規定なし)	*新律綱領の規定が維持された。

卷二	捕亡律	追捕罪人條例	* 梟首が宣告され得た。 「凡捕吏。正犯ノ財ヲ受ケ。故縦スル同罪者。正犯。死ニ至レハ。同罪者ハ。絞ニ處スル律ヲ改メ。懲役終身ニ從フ」(292條) * 改定により梟首が宣告され得なくなった。
卷五		罪人拒レ捕 ²⁵⁷⁾	「凡罪ヲ犯シテ逃走シ。追捕ヲ拒ク者ハ。……本罪死スヘキ者ハ。常律ニ依ル」 * 梟首が宣告され得た。
卷二		(規定なし)	* 新律綱領の規定が維持された。

新律綱領及び改定律例も、上記のように、少なからぬ犯罪類型において、梟示を絶対的法定刑とし、又は梟示を宣告することを認めていた。

しかし、この期間には、これらの犯罪類型による梟示の宣告はなされなかった。

8 小 括

梟首・梟示は、(1)假刑律が適用され得た期間には、強盜等、通貨偽造等、窃

257) 本罪として擬律されるのは、以下の犯罪である。

卷三	賊盜律	竊盜	「若シ事主覺逐スルニ財ヲ棄テ逃走スルヲ。追逐シ。因テ捕ヲ拒ク者ハ。罪人拒捕律ニ依ル」
卷一		竊盜條例	「凡二人以上。共ニ竊盜ヲ爲シ。事主ニ覺逐セラレテ。一人ハ。逃走シ。一人ハ。抗拒スレハ。抗拒スル者ヲ以テ。罪人拒捕律ニ科ス」(137條)
卷三		夜無レ故入ニ人家ニ	(規定なし)
卷一		夜無故入人家條例	「凡黑夜。田野ノ穀麥菜果ヲ竊取シ。或ハ。白日。人家ニ入り。及ヒ市井田野。人ノ看守スル器物ヲ盜ムニ。事主。看守人。追捕毆打シテ。死ニ至ル者ハ。盜所ヲ離ルハト。否ト。賊ヲ得ルト。否トヲ問ハス。……若シ盜犯。兇器ヲ持シ。拒捕スルニ。即時格闘殺死スル者ハ。罪人拒捕律ニ依ル」(155條)

盗等において、宣告が見受けられた。強盗等は当時の治安状況から、通貨偽造等は当時の偽造紙幣の多さから、いずれも特に禁圧が要請されていたものであり、重大な犯罪類型と評価されやすかった。強盗等においては、被害金額に応じて梟首と刎首を選択した事案があり、強盗等の中でも特に重大な事案に梟首が用いられていたことが窺われる。また、窃盗等で梟首が宣告されたのは、御所内の御宝蔵から多額の金員を盗取した特殊な事案であり、窃盗等の中でも飛び抜けて重大と評価されやすいものであった。

梟示は、(2)新律綱領・改定律例が適用された期間になると、通貨偽造等及び殺人等において、宣告が見受けられた。この期間においても、前述の状況から、通貨偽造等は重大な犯罪類型と認識されていた。また、殺人等において梟示が宣告されたのは、殺—一家三人—條と謀—殺祖父母父母—條の違反という殺人等の中でも特に重大な事案であった。梟示は、新律綱領の卷一の名例律の五刑條において、「兇殘ノ甚シキ者ヲ。待ツ所以ナリ」と規定されていた通りに宣告されていたのである。一方、新律綱領において、(1)假刑律が適用され得た期間に最も多く宣告がなされていた強盗等の法定刑から梟示が除かれたこともあって、梟示の宣告は、(1)假刑律が適用され得た期間より減少することとなった。

以上のように、梟首・梟示は、当時、特に重大であると考えられていた事案において宣告されていた。

もっとも、新律綱領において強盗等の法定刑に梟示が規定されず、改定律例においてもその点が改定されなかったことに見られるように、梟示をもってまでして臨まなければならないほど特に重大であると認識される事案は減少し、代わりにそれらの事案には、次章で詳しく紹介するように、斬首が用いられるようになっていくこととなった。

* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。